# 桐生市・新里村・黒保根村

# 個性が輝く魅力あるまちづくり

# ~ 新市建設計画 ~



平成16年8月 桐生地域合併協議会 平成26年9月 桐生市 令和2年●月 桐生市

# 目 次

Ι	1 2		じ 計 計 計	画画	の の	趣 構	戍	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1 1
Π	1 2		生多	活 様	圏化	の す	広る	域 住	化民	^ =	の _	対 ズ	る応と政	· 少	• 子	• 高	蚧	社	会				• 応 •	•				
Ш	1 2		市人面各	口積	•	就 •	業 •	人	•	•	•		数 •					•		•	•	•	•	•	•	•		4 5 6
IV	1 2	•	土	市地	の 利	将 用	来計	像画	ح.	ま・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	• 1 1	Ο
	1 2 3 4 5 6		保快教都森	域健適育市林	産福な・基都	業祉生文盤市	のの活化のと	活増環の整水	性進境向備源	・ の 上 ・ 都	・ 創 ・ ・ 市	・ 出 ・ の	• 実	· · · · ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 2 2 3 3	0 3 8 1 5
VI																							•					
W		財	政	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1

#### I はじめに…

## 1. 計画の趣旨

この計画は、桐生市・新里村・黒保根村の合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併特例法の規定に基づき桐生地域合併協議会が作成するもので、合併特例法による財政支援措置を受けるための前提となる計画です。

この計画には、3市村の「総合計画」や「新市まちづくり構想案」(桐生市・新里村・黒保根村合併研究会編)等を踏まえて、合併後の新市におけるまちづくりの基本理念や、それを具現化するための主な施策や財政計画等を登載します。

なお、地方自治法に定める総合計画は、新市が成立した後に改めて新体制の下で作成されます。新市の全般にわたるより詳細な計画は、その「新市総合計画」で示されることになります。

## 2. 計画の構成

計画は、「新市建設の基本方針(新市の将来像)」、この基本方針を実現していくための「まちづくり計画(新市の主要施策)」、「公共施設の適正配置と整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

## 3. 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から令和7年度までの21か年計画とします。

## Ⅱ 合併の必要性と期待される効果

## 1. 生活圏の広域化への対応

社会経済的な変化、とりわけ交通手段や情報通信手段の発達により、人々の生活圏は以前に比べはるかに広域化しています。その結果として、行政区域と日常の社会生活圏にずれが生じ、行政サービスや自治体運営のあり方にさまざまな非効率や不整合が生じています。今まではそれを広域圏組合による共同処理や市町村間の委託受託で補ってきましたが、速やかに意思決定し、効率的に事業展開するためには、基礎的総合的な行政主体としての単ー自治体で処理することが望まれます。

また、1 市 2 村が合併することにより、個々の市村で実施してきた保健福祉や環境など広域的な諸課題への対応や、各種行政施策の一体的効率的な実施も可能になるほか、土地利用や産業配置なども、広域化した社会生活圏に合わせて広い観点から検討でき、総合的・広域的なまちづくりを行うことができます。

# 2. 多様化する住民ニーズと少子高齢社会への対応

価値観の多様化や技術革新などに伴い住民ニーズも多様化・高度化している一方、当地域では少子高齢化の進展が著しく、少子化対策としての子どもを産みやすく育てやすい環境づくりや、高齢者への福祉サービスの充実などがますます大きな課題となってきます。これに対応するためには専門的で高度な能力を有する職員の育成やマンパワーの確保が不可欠です。そのためには、ある程度の規模の行政組織が必要ですが、1 市 2 村の合併により行

財政基盤の強化と現有職員の有効活用を図る必要があります。効率的な配置等により将来的には職員の削減も可能となります。

また、合併による土地利用の広がりや地域の活性化により若者の定着が期待できます。

## 3. 地方分権の推進と行財政基盤の強化

地方分権一括法の制定以来、地方への権限委譲が進展する一方、 国の構造改革への具体的な取り組みとして「国庫補助負担金の廃 止縮減」、「地方交付税改革」、「税源委譲を含む税源配分の見直し」 のいわゆる「三位一体の改革」が進められています。

ここでは税源配分の見直しはあるものの、地方自治体に対しては職員の削減を含む一般行政経費の抑制等、歳出の徹底的見直しによる自主的、自立的、効率的な行財政運営の確立が求められており、従来の小規模な自治体のままでは、その存立すら難しい時代になりつつあります。

そこで、地方分権の受皿となり、地域住民と協働して地域の創意工夫による行政運営をより効果的に推進するため、市町村合併によるスケールメリットを最大限に追求し、行財政基盤を強化するとともに自治能力を向上させる必要があります。なお、住民は合併により今の行政サービスが存続するか不安を抱えることが考えられます。それを払しょくするためには旧市村単位の意見等を新市の市政に反映させるための仕組みを検討します。

# Ⅲ 3市村の概要

# 1. 人口・就業人口・世帯数

# (1)人口・・・新市の人口 114,714 人(平成 27 年国勢調査)

		平成	7年	平成	12 年	平成	17 年	平成	22 年	平成	27 年
			1995 年		2000年		2005 年		2010 年		2015 年
l	総人口	120,377	100.0%	115,434	100.0%	109,127	100.0%	102,885	100.0%	96,494	100.0%
桐生市	0~14 歳	16,695	13.9%	14,943	12.9%	13,491	12.4%	11,746	11.4%	9,763	10.1%
庸	15~64 歳	82,261	68.3%	75,739	65.7%	68,033	62.3%	60,522	58.8%	53,415	55.5%
	65 歳以上	21,421	17.8%	24,728	21.4%	27,530	25.2%	30,313	29.5%	33,086	34.4%
	総人口	14,956	100.0%	16,111	100.0%	16,324	100.0%	16,560	100.0%	16,254	100.0%
新里村	0~14 歳	2,671	17.9%	2,662	16.5%	2,568	15.7%	2,428	14.7%	2,193	13.5%
村村	15~64 歳	10,187	68.1%	10,826	67.2%	10,798	66.2%	10,662	64.4%	9,871	60.8%
	65 歳以上	2,098	14.0%	2,623	16.3%	2,958	18.1%	3,461	20.9%	4,160	25.6%
里	総人口	2,860	100.0%	2,753	100.0%	2,586	100.0%	2,259	100.0%	1,966	100.0%
黒保	0~14 歳	394	13.8%	328	11.9%	250	9.7%	179	7.9%	106	5.4%
根村	15~64 歳	1,687	59.0%	1,529	55.6%	1,395	53.9%	1,229	54.4%	1,028	52.3%
竹	65 歳以上	779	27.2%	896	32.5%	941	36.4%	851	37.7%	832	42.3%
	総人口	138,193	100.0%	134,298	100.0%	128,037	100.0%	121,704	100.0%	114,714	100.0%
合	0~14 歳	19,760	14.3%	17,933	13.4%	16,309	12.7%	14,353	11.8%	12,062	10.5%
計	15~64 歳	94,135	68.1%	88,094	65.6%	80,226	62.7%	72,413	59.5%	64,314	56.2%
	65 歳以上	24,298	17.6%	28,247	21.0%	31,429	24.5%	34,625	28.5%	38,078	33.3%

※年齢不詳があるため階層別人口の合計が総人口ではない

## (2) 就業人口・・・新市の就業人口 55,552 人(平成 27 年国勢調査)

		平成	7 年	平成 1	12 年	平成	17 年	平成 2	22 年	平成 2	27 年
			1995 年		2000年		2005 年		2010年		2015 年
Ī	総就業人口	63,262	100.0%	58,369	100.0%	52,950	100.0%	47,943	100.0%	46,064	100.0%
桐生市	第1次産業	708	1.1%	609	1.0%	560	1.1%	459	1.0%	458	1.0%
淸	第2次産業	29,888	47.2%	25,081	43.0%	20,899	39.5%	17,098	35.7%	16,134	35.0%
	第3次産業	32,603	51.6%	32,512	55.7%	31,239	58.9%	28,905	60.2%	28,104	61.0%
	総就業人口	7,868	100.0%	8,465	100.0%	8,632	100.0%	8,366	100.0%	8,559	100.0%
新里村	第1次産業	1,189	15.1%	1,083	12.8%	1,020	11.8%	761	9.1%	703	8.2%
村村	第2次産業	3,351	42.6%	3,436	40.6%	3,133	36.3%	2,953	35.3%	2,972	34.8%
	第3次産業	3,326	42.3%	3,946	46.6%	4,463	51.7%	4,374	52.3%	4,619	54.0%
里	総就業人口	1,483	100.0%	1,332	100.0%	1,257	100.0%	1,034	100.0%	929	100.0%
黒保	第1次産業	357	24.1%	283	21.2%	262	20.8%	203	19.6%	160	17.2%
根村	第2次産業	599	40.4%	529	39.8%	418	33.3%	316	30.6%	278	30.0%
个小	第3次産業	527	35.5%	520	39.0%	573	45.6%	510	49.3%	486	52.3%
	総就業人口	72,613	100.0%	68,166	100.0%	62,839	100.0%	57,343	100.0%	55,552	100.0%
合	第1次産業	2,254	3.1%	1,975	2.9%	1,842	2.9%	1,423	2.5%	1,321	2.4%
計	第2次産業	33,838	46.6%	29,046	42.6%	24,450	38.9%	20,367	35.5%	19,384	34.9%
	第3次産業	36,456	50.2%	36,978	54.3%	36,275	57.8%	33,789	58.9%	33,209	59.8%

※分類不能があるため産業別人口の合計が総就業人口ではない

# (3)世帯数・・・新市の世帯数 46,034 世帯(平成 27 年国勢調査)

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
桐生市	41,496	41,868	40,984	40,656	39,811
新 里 村	4,057	4,567	4,827	5,247	5,484
黒保根村	807	852	836	785	739
合 計	46,360	47,287	46,647	46,688	46,034

# 2. 面積

# (1)地目別土地利用・・・新市の面積 274.45K㎡

単位:K m

								+ 12 . N III
	総面積	割合	農地	割合	宅地	割合	その他	割合
桐生市	137.47	100.0%	5.62	4.1%	17.42	12.7%	114.43	83.2%
新 里 村	35.60	100.0%	12.89	36.2%	4.35	12.2%	18.36	51.6%
黒保根村	101.50	100.0%	3.86	3.8%	1.05	1.0%	96.59	95.2%
平成 12 年合計	274.57	100.0%	22.37	8.2%	22.82	8.3%	229.38	83.5%
平成 24 年合計	274.57	100.0%	20.43	7.5%	24.81	9.0%	229.33	83.5%
平成 30 年合計	274.45	100.0%	19.49	7.1%	25.25	9.2%	229.71	83.7%

平成 12、24、30 年度固定資産概要調書 合併後は、3市村ごとでのデータがないため、合計のみ記載

## 3. 各地域の概要

## (1)桐生地域

桐生市は、関東平野の北部、群馬県の東端に位置し、栃木県足利市と県境を接し、三方を山々に囲まれ、桐生川、渡良瀬川の2つの清流が流れる山紫水明のまちです。

昭和8年から43年にかけて境野村、広沢村、梅田村、相生村、川内村、菱村と順次合併し、毛里田村の一部、田沼町入飛駒を編入し現在の市域になっています。

面積は 137.47K ㎡、人口は 115,434 人(平成 12 年国調)です。

また、「西の西陣、東の桐生」とうたわれたように、古くから 日本有数の織物産地として栄え、いまでもノコギリ屋根の織物工 場が市内各所に点在しています。現在はこの織物産業とともに、 遊技機や自動車部品等の機械金属産業も盛んで、商業やサービス 業も含め桐生広域圏の産業経済の中心的な役割を担っています。

隆盛を極めた繊維産業や競艇事業の収益もあって、公共下水道 や教育・福祉施設をはじめとする公共施設が整っています。

## (2)新里地域

新里村は、赤城山の美しい山並みの南麓に位置し、東西約4km、南北約15kmの細長い形状の、豊かな自然と貴重な歴史的資産に恵まれた村です。

明治 22 年(1889)、新川・山上・板橋・奥沢・高泉・小林・野・鶴ヶ谷・大久保・関・武井の 11 ケ村が合併し新里村が誕生しました。その後、赤城山が板橋より分かれ現在は12大字となっています。

面積は35.60km、人口は16,111人(平成12年国調)です。

早川、鏑木川、蕨沢川の3河川が流れ、中央を上毛電鉄が走り、 通勤、通学の重要な交通手段となっています。

北部には、国道353号(あかぎ風ライン)が走り、国道沿いには新里村農産物·花木直売所が整備され、県立ぐんま昆虫の森が平成17年には全面オープンします。

また、桐生広域清掃センターの余熱を利用した室内温水プール (カリビアンビーチ)は、北関東最大の規模で、環境問題を考え た新しい形のコミュニティ・スペースとして、年間20万人以上 \*\*
の人に利用されています。

温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ野菜中心の施設園芸・果樹栽培・畜産など活発な生産活動を展開し、農業環境の整備を行っています。また、近隣都市のベッドタウンとして順調に人口が増加を続け、宅地開発や工業団地の整備が進められています。

## (3)黒保根地域

黒保根村は、群馬県東部、赤城山東麓山間傾斜地に広がり、村の南部には渡良瀬川が流れる風光明媚な山村です。

明治 22 年(1889)の町村制施行により、上神梅・下神梅・宿廻・ 水沼・八木原・塩沢・上田沢・下田沢の8ケ村が合併し、 黒保根村が誕生しました。その後昭和 33 年に上神梅、下神梅、 塩沢の3大字が大間々町へ分村し区域の変更が行われました。

面積は 101.50k m、人口は 2,753 人 (平成12年国調)です。

古くは平安時代に奥州から京に上る道沿いとして、また、江戸時代になると足尾銅山から銅を搬出する街道沿いとして賑わいました。今では国道 122 号と旧国鉄足尾線のわたらせ渓谷鐵道が渡良瀬川に沿って走っています。また、主要地方道沼田大間々線が村の中心を南北に走って利根村と結び、県道梨木上神梅停車場線と梨木香林線が梨木温泉を通って新里村と結んでいます。

国有林を含め村の約89%に当たる森林は、その61.1%が人工林になっています。農業では、かつて主産業であった養蚕が減少し、畜産や耕種型農業が営まれています。

現在は、自然環境の保全を考え「水源村」を宣言し自然との調和に配慮した村づくりを進めています。

## Ⅳ 新市建設の基本方針

## 1. 新市の将来像とまちづくりの基本理念

## (1)新市の将来像

新市の将来像を「個性が輝く魅力あるまち」とし、この地域の 豊かな自然と地域が独自に育んできた歴史、文化、産業などの貴 重な資産が活かされ、それらの資産とその中に生きる人それぞれ の個性が輝き、活き活きとして魅力あふれる「まち」を目指しま す。

## (2)まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念として次の3つを掲げ新市の将来像の実現を目指します。

- 〇子どもから高齢者までが安心して心豊かに暮らせるまち
- ○豊かな自然環境と高次な都市機能が調和・共存するまち
- ○産業活動が活発で人とモノの交流が盛んな元気なまち

また、新市の地勢上、新市域の間に位置する町村とも同一の生活圏を共有するもの同士として、善隣友好の関係と広域的な視点に基づいた連携を保持していきます。

そして、新市のまちづくりの一方で、常に近隣市町村との『補 完と連携』を念頭に置きながら活力に満ちた「魅力ある地域」づ くりを目指します。

## 2. 土地利用計画

## (1)土地利用の現状

桐生市と新里村、黒保根村の土地利用は、それぞれに違いがあります。

桐生市では全域が都市計画区域であるとともに、道路、公園、 下水道などの都市施設を計画的かつ効率的に整備するための「市 街化区域」と、自然環境や農地を保全し、市街化を抑制すべき「市 街化調整区域」を定めています。

新里村においては、全域を都市計画区域に定めているものの、 地域の実情等勘案し「市街化区域」と「市街化調整区域」との区 域区分(線引き)ができませんでしたが、県のマスタープランに \*\* おいても区域区分(線引き)を定めない区域とされています。

黒保根村では全域が都市計画区域に指定されていないため、区域区分(線引き)も定められていません。

以上のような相違点を踏まえて、合併後の土地利用の方針を検 討する必要があります。

## (2)土地利用の計画の策定

土地利用の取扱いについては、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引継ぎ、住民合意を得ながら段階的に対応していきます。

新市における総合計画策定後、新市の特徴を十分に活かし、あわせて地域住民の意見を反映した新市の都市計画マスタープランを策定します。

その後、都市計画マスタープランに基づき、秩序ある市街地計

画等を推進するため、都市計画等の各種制度の運用や、まちづく り条例等の導入を検討し、市街地空間と田園空間とが調和した潤 いのある都市環境の形成を図ります。

## (3) ゾーンごとの土地利用方針

新市は、地形や機能等により「市街地ゾーン」「地域中心ゾーン」「工業ゾーン」「農林振興ゾーン」の4つのゾーンに分類することが出来ます。

地域区分と土地利用方針は、以下のとおりです。

#### ●市街地ゾーン

道路や公園、下水道等を整備し、良好な居住環境の創出を図ります。中でも特に商業集積が高い桐生駅周辺地区、末広町地区、本町三~六丁目地区をはじめ、新桐生駅や相老駅周辺地区については、新市の中心拠点として整備を進め、新たな商業等の機能集積を促進し、周辺の住環境との調和や美しいまちなみの創出等により、新市都市圏全体の商業・業務地として機能強化を図ります。

## ●地域中心ゾーン

旧村の中心に位置し、駅を核として成立している新里駅周辺地 区及び水沼駅周辺地区については、地域に密着した商業施設や業 務施設の集積を推進し、あわせて住環境の整備促進を図り、有利 なアクセス性を活かした土地利用の充実を図ります。

#### ●工業ゾーン

新市の工業発展と流通機能の向上を図るため、桐生地域の相生 西工業団地、相生工業団地、境野工業団地、新里地域の新川工業 団地、山上工業団地、武井工業団地、板橋上赤坂工業団地、桐生 武井西工業団地、黒保根地域の黒保根工業団地については周辺区 域を含めた工業系の土地利用を推進します。

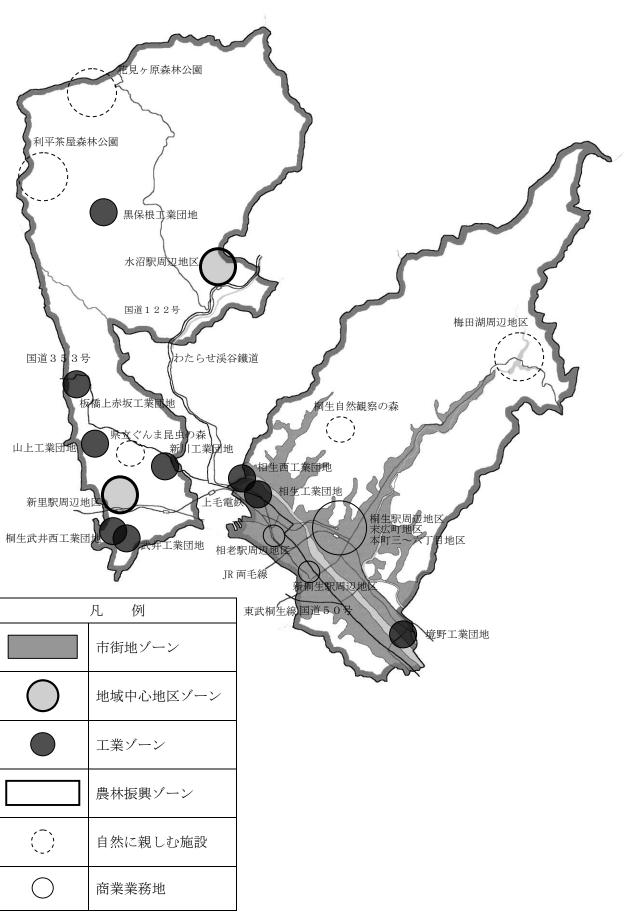
## ●農林振興ゾーン

地域の特色を活かし農業生産基盤の充実を図るため、農地の流動化及び農業生産資源の有効活用を促進し、優良農地の保全や遊休農地の解消を図ります。また、水源地域の環境を保全するため、適正な森林の維持管理に努めるとともに、地域の住環境の向上を図ります。

このゾーンには梅田湖周辺地区や桐生自然観察の森、県立ぐんま昆虫の森、利平茶屋森林公園、花見ヶ原森林公園など、多くの自然に親しむ施設が点在しており、これらのネットワーク化を図ることにより、多様な自然とのふれあいを提供し、市民や近隣住民等のための自然を活用した体験型観光等の機能の充実を図ります。

		都市計画区域面積						
	行政区域面積	市街化区域	市街化調整区域					
桐生市	13, 747ha	3, 034ha	10,713ha					
新里村	3, 560ha	3, 560h	a(未線引き)					
黒保根村	10, 138ha	都市計	画なし					
合 計	27, 445ha							

## 土地利用計画図



## 3. 地域別まちづくりの方向

## (1)桐生地域

商工業、医療、教育、文化等の各機能における中核的役割を引き続き担います。また、繊維、機械金属をはじめとした基幹産業の振興を図りつつ、群馬大学理工学部を中心とした産学官の連携による新産業の創出やベンチャー企業の育成を進め、新たな産業構造への転換を図ります。そのための都市基盤整備の最重要課題として、北関東自動車道へのアクセス道の早期完成の取り組みを進めます。また、近代化遺産などの文化遺産や変化に富んだ自然景観などの地域資源を活かし、文化の香り高いまち、歩きたくなるまち、訪れたいまちづくりのシンボルとして、まちなみ保存拠点整備を核として、観光・商業・文化の連携によるまちづくりを進めます。

## (2)新里地域

赤城山南面のなだらかな地形や都市部との近接性を活かした 農業生産の場として、付加価値の高い農業の生産性を向上させる 一方、近年都市近郊の地域として宅地開発や工場立地が進みつつ あることを踏まえ居住環境の向上を図ります。

また、県立ぐんま昆虫の森を中心とした不二山地区を学習体験活動や体験型観光の拠点として整備し、カリビアンビーチとの相乗効果を期待するとともに、北部の2ヵ所のゴルフ場を活かし沿道の農産物直売所等の整備や他の地域の観光資源とのネットワーク化を図り、圏域の活力の向上につなげる役割を果たします。さらに、5ヵ所の工業団地の企業育成と雇用の拡大、北関東自

※ 産学官:産業界、大学、行政が連携して新産業の創出と産業の活性化を促進する。

動車道伊勢崎インター及び太田藪塚インターからの流通機能の 強化等特色ある工業の振興に努めます。

## (3)黒保根地域

赤城山の主峰黒檜山のふもとに位置し渡良瀬川に注ぐ多くの 支流を有していることから、水源地域として自然環境・水質保全 における圏域の先導的役割を果たし、人と自然が共生するための 生活や文化のあり方を提案していきます。特に、点在する水源の ネットワーク化を進め、水源村宣言に基づいた水源を守る活動を 推進します。

また、その恵まれた自然を活かし、利平茶屋森林公園と花見ヶ原森林公園を中心とした保養、レクリエーション機能の充実を図るとともに、県道沼田大間々線の改良の完成にあわせて、沿線に特産品の生産や直売所等の拠点づくりを進め、利根沼田や尾瀬方面との交流の接点機能を圏域の活力につなげていきます。

さらに、わたらせ渓谷鐵道水沼駅構内にある「水沼駅温泉センター」を核とした地域開発を進め、体験学習の場や都市との交流の拠点とします。

## V まちづくり計画

## 1. 地域産業の活性化

~高品質のものづくりで元気と活力のあるまちづくり~

すべての産業において地域資源を活用した地域ブランドとしての産業の創出を図り、産学官の連携による伝統産業と先端産業が共栄する産業構造への変革に努めるとともに、新たな産業の育成と雇用の確保を図ります。

なお、林業については地域産業のひとつでありますが「6. 森 林都市と水源都市の実現」という項目で記載します。

## (1)農業の活性化

農業振興では、畜産農家と耕種農家の連携による生産資源の有効活用を推進するとともに、生産者団体と連携し、農産物の安定生産を図ることにより産地のブランド強化に努めます。

畜産については、混住化の進む中、環境に配慮した施設の整備 と地域に調和した経営ができるよう推進を図ります。

また、特色のある都市型農業の推進に努め、地産地消による農業の活性化に努めます。

遊休農地の解消に向け、基盤整備を進めるとともにU・J・I※ターン等の新規就農者の受入れを推進するとともに、認定農業者やエコファーマー等の担い手確保及び育成に努め、意欲的な農業経営が発揮できるよう農地利用集積など農地流動化の推進を図ります。

※ 地産地消:地域で生産されたものを地域で消費すること

Uターン: 仕事や進学のため都会へ出て生活していた人が、その後出身地に戻り就業し生活すること

Jターン: 仕事や進学のため都会へ出て生活していた人が、その後出身地周辺に戻り就業し生活すること

I ターン: もともと都会で生活していた人が地方で就業し生活すること

エコファーマー: 有機農業、環境保全型農業推進農家

事 業 名	事業内容
農業生産基盤の強化	①認定農業者等の担い手の確保・育成の推進
	②生産資源の有効活用の促進
	③農地流動化の推進
	④制度資金に関する利子補給
	⑤都市型農業と地産地消の推進
	⑥ふるさと農道等の整備

## (2) 商工業等の活性化

商業振興では、消費者ニーズに対応した魅力と活力に満ちた 商店街の形成や個店及び商店街へのインターネットの導入等情 報化の促進及び未組織商店街の組織化促進等商業経営の合理化 と、制度融資の充実など商業環境や商業基盤施設の整備を図り ます。また、商工会議所等を通じて卸・小売業に対する経営支 援を図るほか、旧村地域における主要道路沿いの商業等都市的 土地利用を促進して中心地の形成を図り、購買力の域外流出を 抑止します。

工業振興では、群馬大学理工学部との産学官の連携による先端技術都市の実現に努めるほか、ファッションタウン構想の実現に努めます。また、中小企業の経営支援を図ると同時に、環境保全に考慮した優良企業の積極的誘致を図り、一層の雇用の拡大に努めます。融資面では、中小企業の多岐にわたる資金用途にあわせて、制度融資の充実を図ります。

	事 業 名	事業内容
1	商業経営の合理化	人材養成、情報化の促進、未組織商店街の組織化
2	商業環境の整備	施設・設備の整備、経営基盤の強化
3	商業基盤施設の整備	ユニバーサルデザインの導入、活性化対策事業等 ※
4	工業経営の合理化	研修、経営相談、需要開拓等を関係機関と支援
5	伝統産業の保護育成	織物等伝統産業の保護育成
6	制度融資の充実	中小企業の円滑な事業活動支援の資金融資を実施
7	企業誘致の促進	優良企業の誘致を促進し雇用の拡大
8	ファッションタウン構	ファッションウイーク等各種事業の支援等
	想の促進	
9	産学官の連携支援	群馬大学理工学部や北関東産官学研究会との連携

## (3)観光の活性化

観光では、それぞれの地域のもつ恵まれた自然、伝統、文化、芸術、産業等を観光面から有機的に結び付けるとともに、県立ぐんま昆虫の森、カリビアンビーチ、水沼駅温泉センター周辺施設、利平茶屋森林公園、花見ヶ原森林公園、桐生が岡動物園・遊園地等、地域内に点在する各種の教育・レクリエーション施設等を広い意味での観光資源として整備します。また、それらをネットワーク化することで、四季を通じた観光客の誘致と滞在時間を長くするような魅力ある観光スポットの振興に努めます。

事 業 名	事業内容
事 乗 名	①各種観光拠点整備 本町1、2丁目地域、ぐんま昆虫の森周辺、梅田 台緑地及び桐生川ダム周辺、桐生が岡動物園・ 遊園地周辺、花見ヶ原・利平茶屋森林公園、水 沼駅温泉センター周辺等 ②桐生八木節まつり等、まつりや観光イベントの 充実
	③主要観光施設のネットワーク化

## 2. 保健福祉の増進

~子どもから高齢者までが安心して暮らせるまちづくり~ まちなかや山間地域など、すべての地域ですべての市民が安心して充実した生活を営むことができるまちを目指し、福祉サービス提供者やNPOなどと連携して、きめの細かい福祉を実現しま \*\* す。また、子育て環境の充実を図るとともに、健康で安心して暮らせるための高度医療や地域医療体制の整備を図ります。

## (1)福祉の向上

高齢者の増加に伴い発生する様々なニーズや課題を的確に把握し、すべての高齢者が安心して地域社会の中で生活を送れるよう、生きがいづくりや生活支援、在宅介護家庭の支援、介護保険事業の円滑な運営、介護予防対策、老人施設の整備を行います。

保育ニーズの多様化に対応するため、公立保育施設の民営化を含めた運営改善を進めるほか、民間保育施設の運営を支援します。

また、保護者の子育て支援のため、乳幼児保育や時間延長保育等を拡充するとともに放課後児童対策を充実します。

さらに、老人クラブ、近隣保育施設等に協力を要請し、地域間、 世代間交流を促進します。

障害を持つ人が地域の中でお互いに助け合い、「ノーマライゼ\* \* ーション」の理念のもとにあらゆる分野で活動ができるよう施策 の充実を図ります。

また、生活関連施設へのユニバーサルデザインの導入を推進します。

	事業名	事業内容
		①生活支援型訪問家事の援助
		②生きがい対応型デイサービス事業の実施
1	高齢者の生きがいと	③高齢者が身近に集える憩いの部屋の整備
'	生活支援	④介護保険事業の円滑な運営
		⑤高齢者生活支援ハウス建設
		⑥特別養護老人ホーム建設補助
		①特別保育事業の推進(延長保育、一時保育等)
		②放課後児童対策の充実(児童クラブ等)
2	子育て支援の推進	③子育て支援センターの充実
_	丁月(又族の推進	④第三子保育料の無料化・軽減化
		⑤黒保根保育園の大規模改修
		⑥母子・父子家庭対策の充実
		①相談支援事業
3	障害者福祉の推進	②意思疎通支援事業
3	焊合有無性(V)推進	③日常生活用具給付等事業
		④移動支援事業
4	地域保健福祉の充実	新里福祉センターの整備
5	ユニバーサルデザインの導入	公共施設へのユニバーサルデザインの導入

## (2)健康の増進

すべての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいのある充実した生活を営めるよう、「自分の健康は自分で守り、つくる」という意識の醸成と合わせて、市民の多様化する健康増進ニーズに対応する各種保健サービス、健康づくり支援、予防・衛生事業の充実や地域医療体制の確立等を図ります。

また、市民が安心して生活を送るための医療保険制度である国民健康保険事業の健全な運営を図ります。

	事業名	事業内容
		①健康診査など各種保健サービスの充実
1	健康づくりの推進	②各種健康教育など保健事業の充実
'	健康 ノヘ りの推進	③予防・衛生事業の充実
		④地域医療・救急医療体制等の充実
		①国保財政の健全化
2	国民健康保険事業	②医療費の適正化
		③保健事業の充実
2	医病的式	①後期高齢者医療の充実
3	医療助成	②福祉医療の充実

## 3. 快適な生活環境の創出

~豊かな自然環境を保全し安心で潤いのあるまちづくり~

自然環境を保全・活用したまちづくりの推進を図るとともに、 循環型社会の構築を目指し、人と自然が共生する環境優先の地域 づくりを行います。また、生命と財産を守り、安心できる生活の 確保のために、消防体制や救急救助体制の整備充実を進めます。

## (1) 自然と調和した生活環境の整備

新市としての環境基本計画を策定し、地球環境に配慮した自然環境、生活環境の総合的な保全施策を推進します。

大気汚染の常時監視体制の充実を図るとともに、環境にやさ しい生活スタイルの確立のための環境教育の充実、水質汚濁防 止対策を図り、環境衛生対策の推進など新たな環境汚染を未然 に防止するまちづくりに努めます。

ごみ処理対策については、ごみの減量化とリサイクルを促進するとともに、ごみ処理体制の強化のほか、ごみの一斉清掃などを実施し、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止に努めます。

#### [主要事業]

	事 業 名	事業内容
1	環境保全対策	①環境保全、循環型社会に向けた啓蒙啓発
		②大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害対策
		①ごみ減量とリサイクルの推進
2	ごみ処理対策	②ごみ処理体制の強化
		③産業廃棄物の適正処理の啓発

## (2)水道水の安定供給

すべての市民に対して安全で良質な水道水を安定的に給水するため、上水道事業に万全を期していきます。

新里地域では、県央第二水道の受水施設等の整備を図るととも に、地下水の自己水源の保全に努めます。

黒保根地域では、老朽化した黒保根浄水場の機器の更新等により、良質でおいしい水の安定供給に努めます。

また、市内の老朽管等の更新を引き続き行うことで、安全で安定した給水体制づくりを目指します。

#### [主要事業]

事 業 名	事業内容
	①浄水・配水施設の整備
ルガルの空中供給	②老朽管等の更新
水道水の安定供給 	③水質管理の充実
	④企業経営の健全性の確保

## (3)下水道等による環境保全

生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び農業用水の水質 保全のため、公共下水道や農業集落排水等の普及を進めます。 また、既存の下水道施設の維持管理等を実施します。

し尿や生活排水の適正処理に向けた施設整備や、浄化槽の設 \*\* 置促進を行い、水環境の保全に務めます。

## [主要事業]

	事 業 名	事業内容
1	下水道の整備	計画的な事業推進と維持管理
2	集落排水等の整備	小集落/農業集落排水の整備と維持管理
3	生活排水処理施設の整備	浄化槽の設置促進

## [県の事業]

事 業 名	事業内容
て水塔の敷供	流域下水道の整備として県へ要望する事業
下水道の整備 	東毛流域下水道(桐生処理区)建設事業

## |(4)安心して暮らせるまちづくり|

市民のかけがえのない生命・財産を災害から守り、市民が安全に安心して暮らせるまちを実現するため、交通安全対策や防犯対策、河川の整備及び治山事業の促進はもとより常備消防の充実強化を進めるほか、防災意識の啓発や市民・行政・関係機関が一体となった防災対策に取り組みます。

災害時における緊急物資等の確保のため大型店等と「災害救助に必要な物資の供給に関する協定」の締結を進めるとともに、飲料水の確保、災害時に対応できる耐震性貯水槽、防火水槽、消防団ポンプ自動車の更新、消防団詰所の改修、防災無線の充実など、防災対策を進めます。

新里・黒保根地域における消防や防災機能及び救急体制の確保 と強化のため、新たな消防署の設置を含む常備消防の充実に努め ます。

また、特に桐生・黒保根地域では地形上の理由から多くの急傾 斜地等が指定されておりその対策を図ります。

#### 「主要事業]

	事 業 名	事業内容
		①非常用食糧及び生活関連物資の供給に関する協
		定書の締結
1	防災対策の充実	②耐震性貯水槽・防火水槽の整備
		③消防団ポンプ車の更新、詰所の改修等、非常備消
		防・消防団の充実強化
		④防災無線の充実等災害時の情報伝達手段の確保
		⑤自主防災組織の設置等、防火防災意識の普及啓発
		①常備消防に係る機材・装備等の充実
2	常備消防•救急体	②消防分署設置を含む新里・黒保根地域の常備消
_	制の充実	防•救急体制強化
		③救急救命士の養成等、救急体制の充実

2	六岛中央动竽	①交通安全意識の高揚と被害者の救済				
3   交通安全対策 		②交通安全施設の整備				
1	防犯対策	①防犯活動の促進				
4		②防犯対策の充実				

## (5)情報化時代への対応

コンピュータや通信技術の革新的な進歩により、社会のあらゆる分野で情報化が進み、高速通信ネットワークとインターネットの普及は、社会システムそのものを大きく変えようとしています。

「すべての市民がいつでも、どこでも、迅速簡単に、必要とする情報を受発信できる地域社会」、「ITの恩恵をすべての市民 \*\* が等しく享受できる地域社会」を目指して、地域情報化を推進します。

情報化時代の到来に伴い携帯電話がめざましく普及し、通話エリアもある程度拡大していますが、一部山間地域には未だに通話区域外となる地域が残されています。情報サービスの受益における地域格差を解消するため、移動通信鉄塔施設の整備促進等により通話エリアの拡大を促進します。

また、同様にテレビ難視聴地域についても解消を図り、すべて の市民が等しく情報サービスの恩恵を享受できる環境の整備を 推進します。

	事 業 名	事業内容
		①地域における情報通信基盤の整備
1	地域情報化の推進	②IT基礎技能の普及促進
		③電子自治体の推進
2	携帯電話通話エリアの拡大	移動通信鉄塔施設整備
2	テレビ難視聴地域の解消	①受信施設の設置整備
3		②共同受信施設の更新

# (6)住宅対策

人口減少や高齢化の進展など、社会情勢は大きく変化し、公営 住宅の供給についても地域の実情に即した対応が必要です。

桐生地域においては、空洞化傾向にある中心市街地への定住促進を目指した市営住宅の建設を進めるほか、高齢者や障害者を含めた、入居待ちをしている市民の住宅ニーズを見極めながら、良質で多様な公営住宅の供給・管理に努めます。

また、過疎地域に指定されている黒保根地域においては、定住促進と地域の自然や住環境に魅せられて地域外から転入を希望する人の住宅ニーズに応えるため、老朽化した公営住宅の建て替えや若いカップル向けの住宅建設など、過疎対策の一環としての住宅対策を実施します。

事 業 名	事業内容
	①シルメバーハウジング等多様な市民ニーズへの対応
	②老朽化した公営住宅の建替または用途廃止
   住宅対策の推進	③用途廃止した市営住宅跡地の有効活用
住七刈束の推進	④定住促進・流出防止のための宅地分譲
	⑤定住促進住宅の建設
	⑥新市市営住宅管理の効率化(法人等への委託)

## 4. 教育・文化の向上

~創造力豊かな人材の育成と伝統・文化を

継承発展するまちづくり~

人づくりはまちづくりそのものであり、まちづくりの原点は人 づくりにあります。これを踏まえ、教育・文化の振興に努めます。

また、国際化や情報化に適応できる個性ある人材の育成を進めるとともに、芸術文化の振興・伝統文化の継承・スポーツ活動の普及を進め生涯学習社会づくりを目指します。

#### (1)幼児教育及び学校教育の充実

幼児期は生涯にわたる感性、知性、社会性を育む重要な人づくりの出発点であり、幼児が心身ともに健やかな発達ができるような環境の整備を図ります。

高度情報化や国際化に適応し、豊かな情操をそなえ郷土を愛する健やかな子どもを育成するため、小・中学校の教育内容の充実を図るとともに、適正配置を含めた施設設備の充実を図ります。

特に外国語教育については、外国語指導助手を配置して、外国 人に親しむことを通して、国際感覚と外国語に対する興味関心を 一層高めます。

安全でより良い教育環境の整備と小・中学校の多様化する教育活動に対し、不足する教室の補充や余裕教室の有効活用を図ります。

また、耐震診断の結果を踏まえて、必要な校舎については順次 耐震補強や大規模改造を行います。

教育相談や学校不適応児童・生徒に対応するため、適応指導教

## 室の充実を図ります。

本地域唯一の商業高校である桐生商業高校の充実を図ります。

	事 業 名	事業内容
		①複数教員による協力指導の推進
		②スクールカウンセラー配置の充実
1	   教育内容の充実	③適応指導教室の充実
1	教育的合の元夫	④外国語指導助手の配置の継続
		⑤教育研究所の充実
		⑥学校給食の充実
		①公立幼稚園施設の充実と私立幼稚園施設整
		備の支援
		②統廃合を含む適正配置と余裕教室の活用
		③校舎の耐震診断、耐震補強、大規模改造・増
		改築
2	学校施設の整備	④視聴覚教室の整備
		⑤教育用コンピュータの整備
		⑥扇風機・冷房機等の整備
		⑦プールの整備
		⑧体育館の整備
		⑨テニスコート等運動施設の整備

## (2)生涯学習の充実と文化振興

市民の多様化する生涯学習ニーズに応えるため、図書館や公民館をはじめとする社会教育施設の整備を図ります。

多くの市民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、各種 体育施設の整備を図ります。

芸術文化の振興を図るため、市民の芸術文化活動を支援するとともに、芸術に触れる場、芸術を発表する場としての文化施設の整備を図ります。

桐生八木節まつりやにいさと薪能をはじめとして、体育祭や文 化祭等各種事業の一層の充実を図るとともに、各地域の芸能・祭 りなどの伝承を支援します。

1市2村の長い歴史の中で培われた豊かな文化を今に伝える 貴重な文化財や、サクラソウの群生地をはじめこの地域固有の 天然記念物について、保存・活用または保護に努めます。

	事業名	事業内容
1	事業内容の充実	①生涯学習の推進 ②青少年の健全育成 ③市民スポーツの振興 ④芸術文化の振興 ⑤桐生八木節まつり、薪能、体育祭・文化祭等各種 事業の充実と伝統文化の継承、 ⑥国・県・市村指定の各種文化財の保護活用 ⑦サクラソウ群生地をはじめとする天然記念物保 護事業の充実
2	社会教育施設の 整備	①図書館等、社会教育施設の整備 ②テニスコート等、各種体育施設の整備 ③文化財等収蔵施設の誘致と文化施設等の整備

## 5. 都市基盤の整備

〜東毛の中核都市を目指すにふさわしい都市機能の整備と 調和のとれたまちづくり〜

安全で魅力のあるまちを実現するため、北関東自動車道へのアクセス道の整備をはじめとする道路交通網の整備を行います。また、地域の特性・個性を活かし、良好な住環境の整備や生活基盤の整備により、市民の定住化を進めます。

## (1) 道路交通網の整備

都市間道路や1市2村間の主要な連絡道路となる国・県道については、新市としての一体性の確保と地域間交流の強化に向け、国や県に整備充実を強く働きかけるとともに、隣接する町村と連絡する市町村道についても、当該町村と連携しながら整備・充実を図り周辺町村との広域的な交流の維持・促進に努めます。

また、北関東自動車道へのアクセス道の整備促進により、高速 道路への短時間での乗入れを図ります。

地区間を結ぶ生活関連道路は、環境と調和した安全で快適な 道路体系の確立を図り市民生活の利便性の向上と均衡ある発展 を目指した道路整備を進めます。

	事	業	名	事 業 内 容
				北関東自動車道伊勢崎インター、太田藪塚インタ
1	アクセス道路の整備		の整備	ー及び太田強戸スマートインターとのアクセス
				道路整備の推進
	7 生活関連道路の整備		の動性	住民生活の利便の向上と均衡ある発展を目指し
			の発開	た基幹道路の新設改良、橋りょう架替等の推進

#### [県事業]

	事	業	名			事	業	内	容		
	拟击胆	古今《白 法	<b>学</b> 见空	新市の	連携、	連絡強	化及び	が均衡は	ある発展	展のため	、県
	都市間幹線道路等		目的守	に要望	する道	路整備	Ī				
'	の整備			国道1	22등	交差点	改良、	国道3	353 등	の整備、	(主)
				前橋大	間々桐	生線の	整備、	(主)沼	田大間	夕線の3	烺
2	過疎代	行市田	订村道	過疎地:	域の地	域活性	化のた	め、県	に要望	望する道路	路
~	等の整	備		市道1	-2C	8号線	の道路	改良			

## (2)公共交通の活性化

高齢化の進む新市においては、鉄道やバスなど公共交通の整備 充実により広域的交通及び市内交通の利便性の向上に努め、安全 で円滑な交通体系の確立を図ります。

JR 両毛線、東武鉄道桐生線、上毛電鉄、わたらせ渓谷鐵道は、 沿線住民にとって生活に密着した貴重な通勤・通学の手段だけで なく、市の内外を結ぶ動脈として大変重要な役割を担っているこ とから、今後も、県や沿線市町、鉄道事業者等と密接な連携をと りながら利便性の向上と活性化に努めます。

バス交通網については、県やバス業者等と連携しながら、地域 や利用の実態等に即して路線の再編や運行の改善等を図り、交通 弱者と言われる高齢者や障害者、小・中学生など、より多くの人 が安心して利用できるよう利便性の向上を図ります。

	事 業 名	事業内容
		①駅周辺整備による乗降客の増加対策
1	軌道交通活性化の促進	②駅と主要施設とのアクセスの向上
		③路線運行維持•向上対策
		①利用者の利便性の向上
	バス交通網の整備	②乗合バスに対する欠損補助、車輌購入・バ
_		ス停留所の整備等
		③利用者増や経営改善による欠損補助の縮小

## (3)住みよい市街地の形成

桐生地域は古くから市街地が形成され、戦災にもあわなかった ことから木造建築物の密集市街地が広く存在し、道路も狭く錯そ うしており、市街地の都市基盤・住環境の整備が立ち遅れていま す。

安全で住みよい市街地を形成するため、中心市街地や新市街地において、費用対効果を勘案しながら、土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業やまちづくりに関わる諸制度の導入を検討するほか、本町 1・2 丁目の歴史的資産を活かし安全、安心なまちづくりを進めます。

事 業 名		事業内容
1	市街地開発事業	①裏地地区土地区画整理事業の完成 ②新市街地への市街地開発事業の検討
2	重要伝統的建造物群保 存地区保存整備事業	桐生市本町1、2 丁目地区における歴史的 資産を活かしたまちづくり

## (4)市民が憩う公園の整備

歴史的·文化的資源や自然を活かした特色ある公園の整備や、 市街化の進んだ地域への公園の設置に努めるほか、既設の公園が 市民の相互交流をより一層促進する場となるよう、地域住民の協力を得ながら、適切な維持・管理に努めます。

	事 業 名	事業内容
1	緑化の推進	住民・企業・行政が一体となった緑化の推進
2	身近な公園・緑地の整備	日常生活における多様な活動の場として、生活に密着した身近な公園・緑地の整備

#### 6. 森林都市と水源都市の実現

~自然とひとが共生するまち(森林都市・水源都市)づくり~

水源の涵養、保健休養の場、洪水防止、温暖化防止といった森林の持つ公益的機能が見直されてきています。また一方、林業をめぐる環境は極めて厳しい状況が続いています。しかし、グロー※バルな視点からは、森林の整備は地球環境全体のなかで重要な課題となっています。林業生産基盤の整備や森林の利活用を図り、森林都市と水源都市の実現を目指します。

#### (1)林業の活性化

林業をめぐる環境は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、 後継者不足などの中で、極めて厳しい状況が続いています。

こうした中、森林については、建築用材の生産という経済的な面だけではなく、公益的機能が重視されています。また、21世紀は水不足が叫ばれており荒廃した山林を市民参加により水源の森として整備します。

市域の約7割以上が森林となる新市においては、林業生産基盤の整備や林業経営の合理化などの林業振興とともに、森林の公益的機能を活かすための森林の利活用を推進します。また、国内の森林には国の重要文化財等の修復のための木材が不足することが懸念され林業経営の新たな試みとして文化財の森を整備します。

#### [主要事業]

	事 業 名	事 業 内 容				
		①林道・作業道等、林業生産基盤の整備				
1	林業の振興	②林業経営の合理化				
		③林業後継者の育成				
		①水源涵養林(水源の森)の保護育成				
		②水源利用税の研究				
		③森林水源ボランティアの育成				
2	森林の保全・利活用	④「森林・水源」体験村の整備				
		⑤文化財の森整備				
		⑥グリーンツーリズムによる都市間交流の促進 *				

#### [県事業]

事 業 名	事 業 内 容					
	低迷する林業に対してコスト削減と森林機能の確保					
   ****の作品	のため県に要望する林道事業					
┃林業の振興 ┃	林道梅田小平線、林道赤城東麓線、林道田沢小中線、					
	林業専用道向山線					

# (2)里山の保全と活用

赤城南麓には豊かな自然としての里山が多く残されています。 特に国道353号に面し、市街地にも近接している県立ぐんま昆虫の森は、45 郊という広大な敷地を有し、雑木林やせせらぎ・田畑・池という多様な自然のなかに古民家や炭焼窯があり、昭和30年代の燃料革命以前の日本人の自給自足を中心とした循環生活をほうふつすることができる里山です。

ここでは、訪れた人は森林浴を楽しむことができるとともに、 ひとと自然との関係について学習できます。

また、桐生地域や黒保根地域にも同様の里山が多く存在していることから、自然環境の保全の一環として、里山の保存と活用に努めます。

事 業 名	事業内容				
	①ボランティアによる里山の保全整備				
自然環境の保全	②レクリエーションの場としての里山整備				
	③昆虫など生きものの自然観察等学習の場としての				
	里山整備				

### 7. 良質で効率的な行財政運営の推進

~市民がまとまり協力し合って暮らすまちづくり~

合併は、最大の行財政改革であるといわれています。合併を 契機により一層の行財政改革に取り組み、新たな行政課題や多 様な市民ニーズに的確に対応できるスリムな体制づくりを進め ます。

また、情報公開を一層進め、市民参加を促進し、市民と行政との協働のまちづくりを進めます。

# (1)市民サービスの維持・向上と行財政改革

情報通信技術を活用した行政情報ネットワークを構築し1市2村の行政事務を一体化するなど、市民サービスの向上を図ります。

合併によるスケールメリットを活かしながら、市民ニーズに 的確に応え、市民満足度を追求する、地方分権時代に適合した 効率的な行政や健全な財政の確立を目指して行財政改革を推進 します。

事 業 名	事 業 内 容
事務の高度化・効率 化、利便性の向上	①市民サービスの向上と市民満足度の向上 ②事務事業の見直し、組織・機構の簡素化等、行 財政の健全化(行財政改革)の推進

## (2)市民参加のまちづくり

情報公開の一層の推進とともに、NPO等市民活動の支援、各種団体等が活動しやすい環境の整備を進めるなど、市民参加による市民と協働のまちづくりを推進します。

#### [主要事業]

事 業 名	事 業 内 容					
	①情報公開の推進					
市民参加のまちづくり	②NPO等市民活動の推進					
	③市民活動及び行政への市民参加の推進等					

### (3)男女共同参画の推進

職場、地域、家庭などあらゆる分野での共同参画を推進し、働きやすい職場環境や子育て支援、高齢者の介護等の環境整備に努めます。

事 業 名	事 業 内 容
男女共同参画の推進	①あらゆる分野での男女共同参画の推進
力又共同多画の推進	②男女共同の子育て支援などの環境整備

## VI 公共施設の適正配置と整備

均衡ある発展に資するため、福祉施設や教育施設等の公共施設の 適正配置については、市民ニーズに適合した質の高い行政サービス を地域格差無く提供することを前提に、庁舎をはじめとする既存の 公共施設を最大限有効活用するなど、財政状況や行財政改革を勘案 しながら、整備充実と適正配置に努めます。

事 業 名	事 業 内 容					
┃ ┃公共施設の適正配置	①本庁舎及び議会庁舎等の整備					
と整備	②支所・出張所等の整備					
C 笹浦	③福祉施設や教育施設等の公共施設の整備					

### Ⅶ 財政計画

平成17年度から令和7年度までの21年間について、健全な財政運営を行うことを基本として、合併による削減効果、高齢化にと もなう扶助費の増加等を反映させ、普通会計ベースで作成します。

なお、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に 関する法律の一部を改正する法律」の施行により、新たに令和3年 度から令和7年度までの5年間を追加し、平成25年度から平成3 〇年度までを決算数値に置き換えました。令和元年度から令和7年 度については、令和元年度予算額を基準として改めて推計を行いま した。

### 1. 歳入

### (1)地方税

地方税については、令和元年度予算額を基準とし、過去の決算額の推移や伸び率、将来の生産年齢人口や地価の動向などを勘案して見込んでいます。

### (2)地方交付税

令和2年度以降の普通交付税については、合併算定替の段階的 縮減の影響を加味しています。また、臨時財政対策債や合併特例 債などの元利償還金に係る措置を見込んでいます。

#### (3)国•県支出金

新市建設計画事業に伴う国県支出金を加味しています。また、 経常的な国県支出金については、令和元年度予算額を基準として 見込んでいます。

### (4)地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常地方債に加え、臨時 財政対策債を見込んでいます。

## (5) その他

地方譲与税、交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、 財産収入、諸収入については、令和元年度予算額を基準として見 込んでいます。

# 2 歳出

### (1)人件費

令和元年度を基準とし、行政改革による職員の削減や各年度の 定年退職者の退職手当を見込んでいます。

## (2)扶助費

社会福祉費は将来人口見通しにより、高齢者福祉費は老年人口の将来人口見通し、児童福祉費は年少人口の将来見通しを踏まえて推計しています。生活保護費については、令和元年度予算額を基準として見込んでいます。

#### (3)公債費

既往債の元利償還金に加え、歳入で計上している合併特例債、 通常地方債、臨時財政対策債新発債の元利償還金を見込んでいま す。

### (4)投資的経費

経常的なもののほか新市建設計画に基づく投資的経費を見込んでいます。

#### (5)物件費

令和元年度予算額を基準とし、合併後の事務事業統合による経 費減少を見込んでいます。

## (6)補助費等

令和元年度予算額を基準として見込んでいます。

### (7)繰出金

令和元年度予算額を基準とし、老年人口の将来人口見通しを踏まえて見込んでいます。

# (8) その他

令和元年度予算額を基準として見込んでいます。

# ●平成17年度~平成24年度

歳 入 単位:百万円

	平成							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地方税	14,489	14,301	15,219	15,062	14,295	14,065	13,704	13,567
地方交付税	10,446	10,260	9,799	10,058	9,981	10,430	10,818	11,077
国県支出金	5,912	5,381	6,203	7,046	9,940	8,890	9,134	8,513
地方債	2,605	3,094	4,150	4,781	5,591	3,858	3,497	3,250
その他	13,233	12,975	11,516	10,377	9,825	9,156	9,017	8,732
計	46,685	46,011	46,887	47,324	49,632	46,399	46,170	45,139

歳 出 単位:百万円

	平成							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
人件費	12,095	11,855	11,714	10,634	10,928	10,116	9,856	9,408
扶助費	6,692	6,786	7,096	7,164	7,663	9,350	9,740	9,761
公債費	6,800	6,890	7,021	7,120	5,697	4,918	4,358	3,800
投資的経費	3,211	3,883	4,268	6,143	5,950	3,864	3,775	3,086
物件費	6,799	6,142	6,274	5,872	5,874	5,814	5,969	5,897
補助費等	2,327	2,905	3,001	2,365	4,545	2,498	2,700	2,763
繰出金	4,895	4,914	5,084	5,472	5,998	5,733	5,990	6,114
その他	2,052	1,539	1,421	1,372	1,296	1,210	1,275	1,769
計	44,871	44,914	45,879	46,142	47,951	43,503	43,663	42,598

## ●平成25年度~令和2年度

歳 入 単位:百万円

	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
地方税	13,570	13,588	13,380	13,363	13,407	13,382	13,120	13,134
地方交付税	11,146	10,905	10,892	10,501	10,098	9,799	9,350	8,963
国県支出金	9,325	9,330	10,652	9,004	8,944	8,372	9,177	8,797
地方債	3,273	3,328	2,453	1,920	2,002	2,597	3,574	4,979
その他	9,072	10,695	12,508	12,649	11,234	11,014	9,924	10,537
	,		,	,	,	,	,	,
計	46,386	47,846	49,885	47,437	45,685	45,164	45,145	46,410

歳 出 単位:百万円

	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
人件費	9,033	9,106	9,058	8,885	9,231	8,487	8,472	8,543
扶助費	9,628	9,994	9,962	10,317	10,289	9,662	10,288	10,246
公債費	3,964	4,134	3,898	3,856	3,802	3,829	3,915	4,016
投資的経費	3,889	4,727	4,635	3,951	3,178	3,504	4,787	6,426
	,			,		,		r
物件費	6,010	6,457	6,533	6,566	6,469	6,535	6,976	7,054
補助費等	2,659	3,153	2,849	2,649	2,546	2,850	4,203	3,847
繰出金	6,198	6,498	6,826	6,750	6,506	6,256	4,992	4,642
その他	2,437	1,894	2,504	2,461	1,707	1,451	1,512	1,636
計	43,818	45,963	46,265	45,435	43,728	42,574	45,145	46,410

#### ●令和3度~令和7年度

歳 入 単位:百万円

	令和	令和	令和	令和	令和
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方税	12,968	12,956	12,947	12,800	12,796
地方交付税	9,043	8,993	8,943	8,893	8,843
国県支出金	8,204	8,196	8,190	8,186	8,183
地方債	3,000	3,460	5,480	4,890	3,580
その他	10,175	10,178	9,872	9,498	8,750
計	43,390	43,783	45,432	44,267	42,152

歳 出 単位:百万円

	令和	令和	令和	令和	令和
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人件費	8,316	8,314	8,112	7,984	7,748
扶助費	10,237	10,229	10,223	10,219	10,216
公債費	4,275	4,047	3,764	3,304	3,081
投資的経費	3,420	4,080	6,200	5,620	4,000
物件費	7,054	7,054	7,054	7,040	7,040
補助費等	3,790	3,790	3,790	3,790	3,734
繰出金	4,661	4,632	4,653	4,674	4,696
その他	1,637	1,637	1,636	1,636	1,637
計	43,390	43,783	45,432	44,267	42,152